

《基本方針》

腎臓移植に関する援助を行うとともに、臓器（臓器の移植に関する法律第5条に規定する臓器をいう。ただし、眼球を除く。以下、同じ。）移植に関する関係機関との連絡調整、臓器移植に関する知識の普及啓発等を行い、もって県民の健康の増進及び福祉の向上に寄与する。

《事業内容》

1 腎臓移植に関する支援及び助成

(1) 組織適合性検査費用の助成（1人 20,000円）

腎臓移植希望者の登録時の組織適合性検査費用の一部を助成する。

(2) 臓器提供者の遺族への供花等の支出（1人 5,000円）

2 臓器移植に関する関係機関との連絡調整

(1) 院内体制整備

各医療機関内で、提供事例発生の際に院内コーディネーターが関係部署と円滑に連携が図れるよう、院内マニュアルの作成や医療機関内のマニュアル改訂やシミュレーションの開催、勉強会を行う。より多くの医療関係者が臓器提供の意思確認を行い、ドナーや家族の意思が尊重されるよう支援する。

(2) 臓器移植ワーキンググループ会議の開催

臓器移植ワーキンググループ会議（年3回）を開催し、定期的な意見交換により各医療機関での問題点等の共有及び連携を図る。

(3) 患者個票調査

各施設からドナーとなりうる患者の医学的データの収集を行い、今後の症例発生時に適切な対応ができるよう、臓器移植ワーキンググループ会議で事例検討を行う。

3 臓器移植に関する知識の普及啓発

(1) 臓器移植普及推進月間

臓器移植普及推進月間（10月）や健康福祉等に関するイベントを中心に、県広報誌やラジオ番組等広報媒体による広報や、臓器提供意思表示説明用リーフレット、パンフレット、ポスター等を配布する。

(2) 移植コーディネーターによる説明会等の実施

県民を対象に移植コーディネーターによる説明会等を実施する。また、県内の小学校、中学校、高校、看護学校等の生徒、教員を対象とした出張講座を開催し、臓器移植に関する知識の普及啓発に努める。

(3) 財団の機関紙の作成等

財団の機関誌の作成、賛助会員への配布、ホームページでの掲載を行う。

(4) 香川県運転免許センターで普及啓発

臓器移植に対する関心をもっていただけるよう、ポスター、パンフレット、意思表示説明用リーフレット等の掲出、設置を継続して行い、運転免許証の裏面の意思表示欄の記入促進に努める。

4 特別地域支援事業の実施

(1) (地域推進会議) 香川県臓器移植連絡協議会の開催

県内の臓器移植関係者(行政、腎バンク、県移植コーディネーター、移植施設、提供施設、民間団体等)で構成する香川県臓器移植連絡協議会を開催し、特別地域支援事業の実施方法等について協議を行う。

(2) 普及事業

ア 県庁舎での普及啓発

イ 臓器移植普及推進月間(10月)に主要施設のグリーンライトアップ

ウ 多くの人が訪れる施設における普及啓発

エ 若い世代への啓発

オ 教育者・保護者への啓発

カ 保険者を通じて普及啓発

(3) 院内体制整備事業

ア 臓器提供シミュレーションを実施

実際に臓器提供を行う際、円滑に業務が実施できるようにマニュアル整備やシミュレーション等を行い、院内体制の整備を行う。

イ ドナーカード等保持者の意思の尊重

入院時、患者に臓器提供の意思確認を行い、その意思を尊重できる体制の構築を行う。